
平成27年 第3回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成27年 9月25日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

平成27年 9月25日 午前10時00分開議

- 日程第 1 発言取消しの件
- 日程第 2 認 定 第 1 号 平成26年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認 定 第 2 号 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認 定 第 3 号 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認 定 第 4 号 平成26年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認 定 第 5 号 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認 定 第 6 号 平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認 定 第 7 号 平成26年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認 定 第 8 号 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認 定 第 9 号 平成26年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第11 認 定 第10号 平成26年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第2～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第32号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 第33号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 第34号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 第35号議案 平成27年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)
(日程第12～日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第36号議案 中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第37号議案 中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の

議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

日程第 18 第 38 号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例

日程第 19 第 39 号議案 中間市消防団条例の一部を改正する条例

(日程第 16～日程第 19 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 20 意見書案 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
第 11 号

(日程第 20 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 21 意見書案 マイナンバー（共通番号）制度の中止を求める意見書
第 12 号

(日程第 21 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 22 意見書案 後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書
第 13 号

(日程第 22 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 23 意見書案 川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書
第 14 号

(日程第 23 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 24 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	19 番 米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総合政策部長	………	藤崎 幹彦君
市民部長	………	高橋 洋君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	濱田 孝弘君
環境上下水道部長	………				久野 裕彦君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				村上 智裕君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君			
世界遺産推進室長	………				安永 日出男君
市民課長	………	山口 光章君			
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
上水道課長	………	井上 一君	下水道課長	………	岩切 伸一君
市立病院課長	………	末廣 勝彦君	消防総務課長	………	加川 徹君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	船元 幸徳君
書 記	熊谷 浩二君	書 記	池田 恭君

午前 9 時 57 分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、18 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 発言取消しの件

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 1、発言取消しの件を議題といたします。

佐々木晴一君から、9 月 3 日の本会議における発言について一部不適切な部分がありましたので、会議規則第 62 条の規定により、これを取り消したい旨の申し出がありました。お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、佐々木晴一君から発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

日程第 2. 認定第 1 号

日程第 3. 認定第 2 号

日程第 4. 認定第 3 号

日程第 5. 認定第 4 号

日程第 6. 認定第 5 号

日程第 7. 認定第 6 号

日程第 8. 認定第 7 号

日程第 9. 認定第 8 号

日程第 10. 認定第 9 号

日程第 11. 認定第 10 号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 2、認定第 1 号から、日程第 11、認定第 10 号までの平成 26 年度各会計決算認定 10 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第 1 号のうち総合政策委員会

に付託されました所管部分及び認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成26年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入歳出差引額は6億560万円の黒字決算となっております。

また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支についても、4億4,010万円の黒字、単年度収支においては3億6,720万円の赤字となっております。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税の収入済額は55億1,780万円で、前年度と比較して3,410万円、率にして0.6%の減額となっております。

地方交付税を補完している臨時財政対策債の借入額は6億7,070万円で、前年度と比較して2,270万円、率にして3.3%の減額となっております。

市債につきましては、土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債や消防救急無線デジタル化のための防災対策事業債の発行等により、本年度の決算額は17億1,720万円で、前年度と比較して61.2%の増額となっております。

また、国庫支出金として、地方創生に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金1億4,430万円の臨時的な収入があっております。

次に、歳出について申し上げます。

まず、総務費では、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うための結婚相談者養成講座や結婚予備校、婚活セミナー等の地域少子化対策強化事業として550万円、移住・定住の促進や地域の活性化を目的とするため、市内の空き家実態調査委託料として80万円、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録のために1,390万円がそれぞれ支出されています。

商工費では、世界遺産登録により増加が見込まれる観光客の受け入れ準備のため、案内看板・解説パネル等の設置に1,700万円が支出されています。

消防費では、土砂災害に対する的確な避難行動啓発のための土砂災害ハザードマップ作成に150万円が支出されています。

教育費では、平成26年9月の中学校完全給食実施に伴う給食室及び配膳室の改修工事や備品購入の経費として1億4,430万円が支出されています。

公債費については、地方債残高が前年度から1億8,600万円減少したことに伴い、1億1,690万円減額の20億7,720万円となっております。

討論において、委員から「公務職場にそぐわない人事評価制度や上官の命令が絶対の組織である自衛隊への新規採用職員研修は中止すべき」、「社会保障切り捨てと国民負担の強化が目的である社会保障・税番号制度の実施には反対する」との意見がありました。

次に、認定第6号平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を申し上げます。

平成26年度も新たな用地の取得はなく、歳入歳出それぞれ660万円の決算となっております。これにより、平成26年度末の地方債残高は前年度から650万円減少し、660万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第6号は全員賛成で、原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号、認定第10号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成26年度中間市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その概要を申し上げます。

まず、歳入につきましては、市税収入決算額は39億6,830万円で、昨年度より5,560万円の減収となっております。その主な要因は、徴収率としては前年度の93.6%から94.1%に上昇したものの、市民税における所得水準が向上せず、個人・法人とも減額になったこと、さらに固定資産税も減額になったことによるものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、固定資産税課税システム修正委託及び評価替えに伴う路線価評価業務委託料など1,650万円、戸籍情報システムサポート委託料280万円でございます。

民生費の決算額は84億5,660万円で、前年度より4億6,170万円の減額となっております。

各項目別でご説明いたしますと、まず社会福祉費38億8,844万円の主なものは、特別会計国民健康保険事業繰出金4億9,190万円、職員人件費2億890万円、後期高齢者医療制度給付費負担金5億8,480万円、介護保険事業特別会計繰出金6億7,890万円でございます。

次に、児童福祉費19億8,260万円の主なものは、児童福祉施設入所扶助費6億450万円、児童手当・児童扶養手当9億5,580万円でございます。

次に、生活保護費25億8,960万円の主なものは、扶助費24億4,860万円でございます。

次に、衛生費のうち予防費1億8,150万円の主なものは、各種予防接種委託料9,800万円、健康診査等の各種健診委託料等5,220万円でございます。

討論において、委員から「生活扶助基準が昨年に続き削減されているが、食費の高騰は全く加味されておらず、低所得者の人たちの負担が大きくなっており、憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を全ての市民に保障すべきという立場から反対する。また、人権男女共同参画課では、特定の地区を対象とした解放学級や中学生勉強会などを実施しているが、国の同和対策事業は終結しているので、特別扱いはやめるべきである」という意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第2号平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は58億3,590万円、歳出決算額は70億8,250万円で、歳入歳出差引額は12億4,660万円の赤字となっておりますが、単年度決算におきましては7,500万円の法定外繰入を行ったことにより420万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億500万円、国庫支出金14億8,130万円、前期高齢者交付金16億400万円、共同事業交付金6億3,950万円、繰入金4億9,190万円でございます。このうち保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が91.0%で、収入未済額は8,320万円です。

歳出の主なものは、保険給付費39億4,390万円、後期高齢者支援金等6億8,390万円でございます。

討論において、委員から「国保の加入者は、自営業者や年金生活者、また非正規労働者などが加入していて、国の国庫負担がないと成り立たない制度で、中間市においてもかなりの赤字を抱えている。26年度は、一般会計からの繰り入れなどで黒字になったが、今年度からは保険料の値上げにより市民の皆様の負担が大きくなっている、また、滞納者には、短期保険証資格証を交付しているが、ほかの自治体では保険証の取り上げをやめているところもあるので、中間市においても検討してもらいたい」という意見がありました。

次に、認定第3号平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は貸付金元利収入等8,890万円、歳出決算額は繰上充用金等5億850万円で、差引歳入不足額は4億1,960万円でございますが、単年度収支では8,520万円の黒字となっております。

次に、認定第7号平成26年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は46億370万円、歳出決算額は45億4,550万円で、歳入歳出差引額5,820万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、介護保険料7億8,620万円、国庫支出金11億1,600万円、支払基金交付金12億3,960万円、県支出金6億5,660万円、繰入金7億

6,690万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費42億8,130万円でございます。

前年度に比べ、保険給付費が2億2,400万円増加した要因は、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用者が増加したことによるものでございます。

また、サービス事業勘定では、前年度繰越金を含め、歳入決算額は4,870万円、歳出決算額は4,450万円で、歳入歳出差引額420万円の黒字でございます。

討論において、委員から「介護保険料は、年金が月1万5,000円以下の方は市が納付通知書を発行して徴収するが、滞納者もかなり出ており、介護サービスを制限されたり、利用できないという事態も起こっているが、そういう制裁措置はやめるべきである」などの意見がありました。

次に、認定第8号平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は7億4,350万円、歳出決算額は7億2,680万円で、歳入歳出差引額1,660万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億5,960万円、繰入金1億6,920万円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7億2,470万円です。

黒字となった要因は、出納整理期間に納付された保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が平成27年度会計で受け入れるためでございます。

討論において、委員から「後期高齢者制度は、病気にかかりやすく治療に時間のかかる75歳以上の高齢者を健康保険や国民健康保険から切り離して別枠とした医療制度である。保険料は、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増により上がる仕組みになっていて、平成26年度は1,000円引き上げられている。滞納者には、短期証という形をとって、こういう部分もやめるべきで、基本的には国の制度として、年齢差別の医療制度は廃止するよう特に国に意見を上げるべきである」という意見がありました。

次に、認定第10号平成26年度中間市病院事業会計決算認定につきまして申し上げます。

収益的収支では、経常収益20億2,080万円に対し、経常費用は20億324万円となり、1,756万円の経常利益が計上されております。

また、地方公営企業会計制度の改正により、平成25年12月分から平成26年3月分までに相当する賞与等を特別損失として5,524万円計上されたことにより、総収益20億2,123万円に対し、総費用20億6,029万円となり、単年度収支において3,906万円の純損失となっております。

同じく、地方公営企業会計制度の改正により、平成25年度末の未処理欠損金が7億2,523万円ありましたが、同年度末の資本剰余金15億3,544万円のうち4億

4,767万円を累積欠損金の解消に充てたことから、前年度末未処理欠損金は2億7,755万円となり、これに当年度純損失を加えた3億1,661万円が繰越欠損金となっております。

次に、資本的収支では、収入7,596万円に対し、支出は1億714万円となり、差引不足額3,119万円については、繰越損益勘定留保資金等で全額補填されております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第3号、認定10号は全員賛成で、認定第1号、認定第2号、認定第7号、認定第8号は賛成多数で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、佐々木晴一君。産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第5号、認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、認定第1号平成26年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

衛生費の環境衛生費におきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合において1市4町で共同処理を行っている火葬場施設、し尿処理及びごみ処理施設等の負担金として7億4,790万円が支出されております。

労働費では、引き続き国の緊急雇用創出事業費を活用した雇用確保対策が行われております。

また、単独事業として市内中小企業者への指導事業費補助金に100万円が支出されております。

農林水産業費では、農地基盤整備事業として中底井野水路改良工事等に9,890万円が支出されております。

商工費では、地域経済の活性化対策として毎年行っているプレミアム付商品券を前年度より1,600冊ふやし、1万7,600冊を販売し、経費として1,110万円が支出されております。

土木費の道路新設改良費では、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス工事など合計20件の工事が行われており、1億8,020万円が支出されております。

また、都市計画費では、仮屋大膳橋線街路事業の負担金として2,400万円が支出され、公園費では曙公園の遊具設置や通谷公園の照明灯改修、浄花町公園のフェンス設置工事に2,550万円が支出されております。

消防費では、高機能消防指令センターの整備に1億6,110万円、消防救急無線のデジタル化に2億5,680万円が支出されております。

また、地域防災組織育成事業の一環として煙体験ハウスに60万円が支出されており、校区の防災訓練等で使用されております。

討論において、委員から「今すぐにやる必要のない工事もあるのではないか」と意見がありました。

次に、認定第4号平成26年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成26年度決算においては、110万円の黒字となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場の光熱水費及び修繕料として2,140万円、下水処理場維持管理委託料として5,730万円が支出されております。

また、施設の修繕費及び公共下水道に接続するための整備費として下水道施設改良基金に10万円が積み立てられ、基金の総額は6,880万円となっております。

次に、認定第5号平成26年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成26年度決算においては、410万円の黒字となっております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費の工事請負費で、土手ノ内地区、長津地区、七重町地区など市内18地区の整備が行われ、8億6,770万円が支出されております。これにより、公共下水道普及率は71%に達し、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は81%となっております。

最後に、認定第9号平成26年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分においては、当年度未処分利益剰余金5億7,210万円のうち利益積立金へ7,270万円を積み立て、会計基準変更による利益3億3,500万円を組入資本金へ組み入れ、残金1億6,440万円を繰り越すものであります。

次に、決算においては、収益的収支では6,070万円の純利益となっております。また、資本的収支では3億2,300万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,389戸で前年度より49戸の増加となっておりますが、給水人口は前年度より700人減少しております。

工事の状況につきましては、県道中間水巻線配水管布設替工事など改良工事27件公道修繕工事などの保存工事69件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事6件が行われております。

討論において、委員から、「事業費の削減のために業務の民間委託が行われているが、自治体による民間委託が非正規雇用を生んでいる。日本全体の景気にもかかわってくることで、民間委託を改めることが必要である」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決しました結果、認定第1号、認定第9号は賛成多数で、認定第

4号、認定第5号は全員賛成で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛であります。

認定第1号平成26年度中間市一般会計及び水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。

2款総務費の委託料について、人事評価制度導入支援業務委託料として199万4,000円の支出が行われております。

これは、平成25年度まで管理職に限っていた、人事評価制度の対象を係長職まで拡大したことによるものです。元来、公務職場においては、国民全体の奉仕者としての立場に立つべく、職場での協力体制の構築と後輩職員の業務の継承と育成が求められます。しかし、この人事評価制度は職場の総合力の構築どころか、自己の評価アップに追われ、全体の輪を壊すものです。また、後輩の育成は余計な任務となり、将来の中間市職員の育成にも障害をもたらすものです。

評価をする立場の管理職の中からも、「余分な業務であり、やめたほうがよい」との意見が散見されます。平成27年度は、さらに広げて全職員を対象とするまでになっていますが、国からの財政措置もなく、罰則もない現状からすると、続けるより、やめるべきであります。

次に、職員の研修ですが、平成26年度から新規採用職員の自衛隊内生活体験研修が行われています。今後の公務において、市民の奉仕者として、中間市を担う新入職員の研修先を上官の命令に服従する義務を負うという軍隊的な規律を持つ組織にすることには疑問を持たざるを得ません。このような研修は、即刻中止し、むしろ現業務における研修の充実強化を求めます。

企画政策課において、社会保障・税番号制度システム整備に委託料1,900万円が使われています。国庫補助金で100%補填されるということですが、この制度の実施には非常に大きな問題があります。

財界の提言にも見られるように、基本的には、社会保障切り捨てと国民負担の強化が目的であり、手続の簡素化等のメリットを強調しても、情報の漏えいや、そのことによる犯罪への悪用等デメリットは払拭できません。国が実施主体の法定受託事務とはいえ、この

制度には反対であります。

次に、3款民生費について。

政府は、生活扶助基準の削減を進めており、平成26年度は260億円を削減しました。生活扶助費は、食費や光熱水費などです。政府は、引き下げの理由の一つとして、物価下落と比べて扶助費が高いと言っていますが、しかし低所得者ほど家計に占める負担割合の高い食品や光熱費は値上がりしています。

生活保護基準は、住民税非課税基準や最低賃金年金支給額、あるいは就学援助など多くの制度の給付水準や適用基準になっており、市民生活に大きな影響を与えます。憲法25条の「健康的で文化的な最低限度の生活」を全ての市民に保障すべきであります。

中間市として、地方自治体としての役割を果たすべく、国に対して国民の暮らしを守るよう厳しく求めると同時に、市民の安全安心を補償すべく最善の方策をとるべきであります。

なお、就学援助については、その判断基準を、生活保護基準額の減額の中でも、「減額前の基準を堅持して実施している」と聞きます。大いに評価するものであります。

人権男女共同参画課では、特定の地区を対象にした解放学級や中学生勉強会などを実施していますが、国の同和対策事業は終結しており、特別扱いはやめるべきであります。

また、職員6人、嘱託職員1人、臨時職員3人が配置されていますが、直ちに見直しをすべきであります。

次に、8款土木費について、平成21年から開始された御座ノ瀬・中ノ谷バイパス線道路工事は、今年度完了のはずが、延びに延びて29年度の予定ということです。

この間、県道の垣生地区における改修による交通の緩和等が図られ、当初の川西地区の交通の円滑化は達成されたのではないのか。結局、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設の交通の円滑化というのは名目であって、宅地造成のための開発のための計画ではなかったのかと疑わざるを得ない状況であります。

この計画には、これまで工事費だけで1億2,700万円が費やされ、完了までにさらに1億6,000万円が見込まれているということであります。

さらに、新たに御座ノ瀬1号線に5,400万円も投入するなど、言語道断と言わなければなりません。

次に、10款教育費についてであります。

学校給食についてですが、利益を上げることが目的とする民間業者に児童の給食を委託化することは学校給食の目的から見ても問題があります。中間市独自の学校給食を追求してほしいところです。

次に、水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

水道事業においては、職員の努力により、昭和57年1981年4月に現在の料金になって以来、以後34年間、水道料金の値上げをしてこなかったということは、市民の生活

を守ってきたという点でも大いに評価をしなければならないと思います。これからも、頑張ってもらいたいと思うところです。

ただ、浄水場における土・日・祭日の夜間作業の民間委託は認めるわけにはいきません。人件費だけの削減のための民間委託は、人を差別してはならないという中間市の標語にも掲げていたことから矛盾するものです。正規職員として迎えるべきではありませんか。

以上、反対討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかにありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第2号議案国民健康保険事業決算、第7号議案介護保険事業決算、第8号議案後期高齢者医療特別会計事業決算について、日本共産党市議団を代表いたしまして、一括討論いたします。

第2号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業決算について、反対討論をいたします。

国民健康保険は、自営業者や年金生活者、また非正規労働者などが加入する医療制度で適切な国庫負担がなければ成り立たない制度です。ところが、政府は国保の総会計に占める国庫支出の割合を、1984年度の約50%から2009年度の24.7%へと削減したため、国保税の引き上げが繰り返し行われ、高い保険税になっています。

平成26年度においては、健診率アップや一般会計からの繰り入れなどで黒字になりましたが、平成27年度には赤字の解消を理由に保険税が7,000万円引き上げられています。市民への国保税の負担は、重くなっております。また、保険税が払えない滞納者がふえています。

いつでもどこでも医療が受けられるように、滞納者への短期保険証や資格証明書発行はやめ、保険証を交付すべきです。

次に、第7号議案平成26年度中間市特別会計介護保険事業決算について反対討論をします。

介護保険料は、年金が1カ月1万5,000円以上の人は年金から天引き、1万5,000円未満の人は市が納付通知書を発行し、徴収いたします。

滞納者には、介護サービスの利用の制限や利用できない制裁措置がありますが、制裁措置は、きっぱりやめるべきです。

また、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者はコミュニケーションや会話がとても大切です。生活支援の時間短縮は改善すべきではないでしょうか。誰もが安心して利用できる介護保険制度の確立を求めるものです。

最後に、第8号議案平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計事業決算について反対討論をします。

後期高齢者医療制度は、病気にかかりやすく治療に時間のかかる75歳以上の高齢者を健康保険や国民保険から切り離す、別枠の医療制度です。

保険料は2年ごとの見直しがされ、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて引き上がる仕組みになっております。平成26年度には保険料は1,000円引き上げられました。滞納した高齢者の保険証の取り上げは、やめるべきです。年齢差別の医療制度は廃止し、もとの老人保険に戻すよう、国に強く意見を上げるべきです。

以上、討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号から認定第10号までの平成26年度各会計決算認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成26年度中間市一般会計歳入歳出決算についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成26年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成26年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成26年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成26年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決しました。

次に、認定第10号平成26年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第12. 第32号議案

日程第13. 第33号議案

日程第14. 第34号議案

日程第15. 第35号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第12、第32号議案から、日程第15、第35号議案までの平成27年度一般会計補正予算4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案のうち総合政策委員

会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、本市が成長する活力を取り戻すとともに、人口減少を克服することを目指して、国の進める地方創生に積極的に取り組んでいくための経費を計上したものが主な内容であり、歳入歳出それぞれ6,750万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ174億2,700万円とするものであります。

まず、歳入につきましては、普通交付税の算定におきまして、人口減少等特別対策事業費がより手厚く措置されたこと等により、当初予算額を上回る46億7,050万円と決定されたことから、1億2,910万円が増額補正されております。

同じく、臨時財政対策債につきましても、当初予算額を上回る6億1,220万円と決定されたことから、1,930万円が増額補正されております。

これらのことから、財政調整基金からの繰り入れは、当初予算から1億2,000万円減額補正することができております。

また、地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生交付金が500万円、ふるさと納税制度の拡充による伸びを見込み、寄附金が100万円、それぞれ追加されております。

歳出の主なものとしては、総務費において、ふるさと納税制度の拡充に伴い、節度ある対応を基本としながらも、一層の制度活用を図るための返礼費用が10万円、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略策定に要する経費が860万円、社会保障・税番号制度に係るネットワーク機器整備委託料が520万円、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成団体である8県11市が共同で世界遺産の情報を発信するアプリケーションを作成するための負担金が500万円、それぞれ追加されております。

また、教育費において、私立幼稚園就園奨励費補助金580万円が増額されており、また、県の補助金を受けて実施する、小学生を対象とした子ども読書活動充実事業5万円、体育スポーツ振興に関する協定を締結した日本体育大学との記念イベントの経費10万円が、それぞれ追加されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第34号議案について審査を行いましたので、その概

要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第32号議案平成27年度中間市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

歳出につきましては、総務費の徴税費では、市民税課税システム修正委託料として140万円、同じく、戸籍住民基本台帳費では個人番号カード等交付事務に要する経費として1,830万円が計上されております。

民生費におきましては、国民年金事務に要する経費のうち納付猶予制度対象者変更にかかわるシステム改修委託料として70万円が計上されております。

歳入につきましては、総務費国庫補助金では個人番号カード交付事業費及び事務費補助金として合計で1,660万円、国庫支出金の民生費委託金では国民年金事務委託金として歳出と同額の70万円が計上されております。

討論において、委員から、「個人番号カード交付事業費補助金、また個人番号カード交付事務費補助金が計上されているが、マイナンバー制度導入にかかわる予算計上である。年金機構や住基ネットでの情報漏れや成り済ましによる不正取得など、社会問題になっている中で、制度導入により個人情報の漏えいが危惧される反面、市民へのメリットはほとんどないことから反対する」等の意見がありました。

次に、第34号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算につきまして申し上げます。

歳出につきましては、平成26年度事業における介護給付費の確定に伴う国庫償還金3,500万円、県償還金1,860万円が、また地域支援事業費交付金の確定に伴う国庫償還金50万円、県の償還金20万円、支払基金償還金20万円が追加計上されております。

歳入につきましては、平成26年度事業における介護給付費確定に伴う追加交付金として支払基金交付金660万円、歳出補正に伴う財源調整として前年度繰越金4,800万円が追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ5,471万円が増額され、介護サービス事業勘定を加えた予算総額は歳入歳出それぞれ48億170万円となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第32号議案については賛成多数で、第34号については全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案のうち産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第33号議案第35号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第32号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、衛生費では、衛生事務に関する経費として、臨時職員共済費と臨時職員賃金、合わせて150万円計上されております。

農林水産業費では、農業対策に要する経費として農業祭負担金が20万円計上されております。

土木費では、福岡県からの委託事業としまして深坂地区のぼた山防護施設調査業務に410万円計上されております。また、中鶴地区の公営住宅建替事業に関する建物等の補償調査委託料に900万円計上されております。

次に、第33号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

まず、歳入におきましては、公共下水道事業費国庫補助金を4,420万円、一般会計繰入金金を1,290万円追加し、公共下水道事業債を4,920万円減額するものでございます。

次に、歳出におきましては、下水道使用料システム改修により委託料を550万円、マンホールポンプ等の修繕料を240万円、社会資本整備総合交付金が増額され、計画の見直しが行われたことにより、工事請負費を9,590万円追加し、下水道工事実施設計業務委託費の変更により、委託料を8,800万円、送水管移設補償費の変更により補償費を790万円減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ808万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億103万円とするものでございます。

次に、第35号議案平成27年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正は、上水道課職員の人事異動に伴い人件費に不足が生じたことによるものであります。

資本的支出におきまして、改良費に職員、再任用職員の人件費として615万円追加しております。それに伴う資本的収支の不足額は、減債積立金615万円で補填することとなっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第32号議案、第33号議案、第35号議案、全て全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げて、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第32号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

総務費国庫補助金として、個人番号カード交付事業費補助金及び同交付事務費補助金として1,667万7,000円の予算増額がなされています。

また、通知カードと個人番号の再交付手数料として、それぞれ1,000円の頭出し予算が計上をされています。歳出もこれに対応して、電算のシステム改修と交付事務に要する具体的な実施予算が計上されています。

国は、制度導入に3,400億円以上の税金を投じた上に、今後の維持管理費も多額な予算支出が予定されています。また、中小企業を含む法人等にも新たな重い負担がかかります。

政府はその利便性を強調しますが、制度の真の狙いは、国民の所得や資産を丸ごと把握し、社会保障の抑制を図ることや税の徴収強化をすることにあります。

また、制度開始の前に、既に年金機構や住基ネットでの情報漏えいや、それに伴う成り済まし、不正取得などが社会問題となっています。このままだと、それをはるかに上回る個人情報の漏えいが危惧されます。

こうした、国民にとってメリットよりもデメリットの多い制度導入に反対するとともに、その予算措置である一般会計の補正予算に反対をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第32号議案から第35号議案までの平成27年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議案のうち、まず第32号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第３３号議案平成２７年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第３３号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第３４号議案平成２７年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第３４号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第３５号議案平成２７年度中間市水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第３５号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１６．第３６号議案

日程第１７．第３７号議案

日程第１８．第３８号議案

日程第１９．第３９号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１６、第３６号議案から、日程第１９、第３９号議案までの条例改正４件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３６号議案及び第３７号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第36号議案中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

今回の条例改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、本市が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、必要な保護措置を講ずるため所要の規定を加えるものです。

改正の主な内容としては、条例中に、特定個人情報及び情報提供等記録の定義を定め、それぞれの目的外利用、提供の制限、開示、訂正及び利用停止の請求等について新たに規定するものであります。

なお、条例の施行日につきましては、原則的には番号法の施行日である平成27年10月5日からとなっておりますが、情報提供等記録を除く特定個人情報の取り扱いに係る部分については、個人番号の利用開始日である平成28年1月1日から、情報提供等記録の取り扱いに係る部分については、番号法附則第1条第5号に規定する日からとなっております。

討論において、委員から、「国の進める共通番号制度の実施は、国民の利益に反するもので反対する」との意見がありました。

次に、第37号議案中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

今回の条例改正は、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としては、条例において引用されております法律名の改正と各共済組合法に係る共済年金の規定を削除するものであります。

なお、条例の施行日は平成27年10月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第36号議案は賛成多数で、第37号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律」が施行され、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が実施されることに伴うものでございます。

改正の主な内容は、番号通知カード及び個人番号カードを紛失等の理由で再交付する際に、本人から手数料を徴収することとし、その手数料の金額を条例に定めるものでございます。

また、個人番号カードの交付開始に伴い、これまで発行しておりました住民基本台帳カードの新規発行を廃止することから、当該項目が削除されております。

さらに、今回の改正に合わせ、戸籍にかかわる無料証明についても、見直しがなされております。

施行日は、条例改正については平成27年10月1日に、番号通知カードの再交付等については、法の施行日に合わせ平成27年10月5日に、住民基本台帳カードにかかわる項目の削除及び個人番号カードの再交付については、平成28年1月1日となっています。

討論において、委員から、「マイナンバー制度にかかわるものであるということから反対する」という意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申しあげまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第39号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、地域防災力の充実強化が地方公共団体の責務とされましたことから、地域防災力の中心として欠くことのできない消防団の充実を図るものであります。

消防団は、地域防災体制の中核的存在となって地域の安全安心を守る組織として、大きな役割を果たしておりますが、近年の社会環境の変化等から団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されておりました。

そこで、一般の消防団員のほかに、活動時間・活動内容等を限定した機能別消防団員の制度を設け、より加入しやすい活動環境を整備し、地域防災体制の充実を図るものであります。

改正の主な内容といたしましては、機能別団員は、消防団長が本市の常勤の職員の中から市長の承認を得て任命すること、団員としての業務に従事する時間は勤務時間内であること、業務の内容は、火災発生時における現場周辺の交通整理等一般の消防団員の補完的

役割に限ることなどを定めております。

なお、団員の定数は１９５名とし、その中の１４名が機能別団員ということで予定されております。

また、条例の施行日につきましては平成２７年１０月１日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（７番 田口 澄雄君）

第３６号議案中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び第３８号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例に、日本共産党議員団を代表して、反対をいたします。

二つの条例ともに、国の実施するマイナンバー制度実施のための条例改定です。

個人情報保護条例では、個人番号利用事務に限って、規制の適用除外の条項が追加されています。また、保有特定個人情報の名のもとに、保護規制が対象外となっています。

今までの個人情報保護条例の性格を国の実施を前提に大きく変えるものであり、承服できません。

手数料条例の改定も、このマイナンバー制度実施のための具体化であります。

以上により、この制度実施のための法改定の２案に反対をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第３６号議案から第３９号議案までの条例改正４件を順次採決いたします。

議案のうち、まず第３６号議案中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第３６号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第３７号議案中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第３７号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第３８号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第３８号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第３９号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第３９号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第２０．意見書案第１１号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第２０、意見書案第１１号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦君でございます。

意見書案第１１号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書案の趣旨説明を行います。

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要であります。

政府は、6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定をいたしました。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など、地域発の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となります。

そこで、政府においては、地方創生の深化に向けた支援として下記の事項について実現するよう強く要請をします。

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生にかかわる各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業費等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにする。

4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合には、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体に参加できるように配慮すること。

以上、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について、共産党市議団を代表いたしまして、以下2点について、意見を付して賛成といたします。

一つは、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たっては、今後、徐々に取り組みの成果による算定方式にシフトするとされていますが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服や地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

二つ目は、「成果」による算定が持ち込まれていることを是正することです。

地域の元気創造事業費は、行革や地域経済活性化の成果で算定されています。新規となる人口減少等特別対策事業費は、人口増減率などの指標を用いて、取り組みの必要度と取り組みの成果で算定されるとされ、こちらも「成果」による算定が持ち込まれています。

本来、地方交付税は、地域による条件のよしあしからくる格差を是正し、国民がどこに住んでいても標準的な行政サービスを受けられることを可能とする制度です。

交付税が成果という成績で加減されると、自治体同士を競争に駆り立てる道具となりかねず、地方交付税の役割に逆行するものです。

実際に、石破地方創生大臣は、成果が出ない自治体は交付税を減らすという趣旨の発言をしています。「成果」による算定撤回と全額を「必要度」に変更することを求めるものです。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第11号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 意見書案12号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第21、意見書案第12号マイナンバー（共通番号）制度の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第12号マイナンバー（共通番号）制度の中止を求める意見書案の提案理由を申し述べます。

2013年成立の行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度は、ことしの10月5日からは全世帯に通知カードの郵送を開始し、来年1月からは個人番号カードの交付が始まります。

この制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている人全員に、生涯変わらない12桁の番号をつけ、その人の納税や社会保障などの給付情報を国が管理し、行政手続などで活用する仕組みです。

また、事業所や法人においても、来年1月以降は、給与からの税、社会保険料の天引きなどに番号使用が義務づけられているため、従業員や、その配偶者、扶養家族についても、番号の提出が求められます。

政府は、各種手続の簡素化等をメリットとして強調しますが、年に一度あるかないかの手続の簡素化と個人情報の一元化によって起こり得る情報の流出とその被害を比較すると、導入のメリットよりはデメリットのほうが圧倒的に大きいことは明白です。

現に、導入に先駆けたことし6月には、125万件もの年金情報の流出騒ぎが起こっております。

原発事故後の対応と一緒に、何ら、まともな後処理はされていません。

また、実際に、一度導入したイギリスでは、「国家が必要以上に個人情報を収集することの問題点や、膨大な財政負担」を理由に2010年度制度を廃止しています。

アメリカや韓国でも、プライバシー侵害や成り済まし被害、犯罪利用等が億の単位で発生し、社会問題となっているため、規制の強化や見直しの動きもあります。

コストの面でも重大です。住基ネットのシステムでは、開発費に390億円かかったと言われますが、今回は、2,000億円から4,000億円かかると言われ、消費税の負担軽減策には、別に新たな事業所の負担もかかると言われています。

還付を受ける国民の側にも、個人番号カードの作成と提示が求められ、還付額も年間1人4,000円と少額です。酒類を除く食料品についての還付ということですが、年4,000円では1食当たり182円を超える分には還付なしということになります。

この制度は、当初は社会保障や税、災害分野に限定して始めると言われましたが、昨年6月の世界最先端IT国家創造宣言の閣議決定からは、健康保険証・国家公務員身分証明書等のカード化や、一元化・一体化や、戸籍・旅券・預貯金・医療介護・健康情報などでのマイナンバーの拡大を打ち出し、預貯金口座とメタボ健診等の医療情報を管理する改正案を国会に提出しています。

文字どおり、生活の全局面での情報の一元化と管理が始まります。これを「監視社会」というのではないのでしょうか。

国民の圧倒的多数の意見を無視して、戦争法案にひた走る自公安倍政権に、無条件で個人情報丸投げするこのような制度は、国民の命や暮らしにとっても危険きわまりない代物です。

制度の一刻も早い中止のために、議員諸氏の賛同を求めます。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第12号マイナンバー（共通番号）制度の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第12号は否決されました。

日程第22．意見書案第13号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第22、意見書案第13号後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書案の提案説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、2008年の制度導入当時から、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込む差別医療であると多くの国民から批判の声が上がっていました。

また、後期高齢者医療の保険料は、75歳以上の人口と医療費が、ふえればふえるほど保険料にはね返る仕組みで、2年ごとの保険料改定により際限のない保険料の値上げにつながり、高齢者に大きな負担になっています。

低所得者に対しては、均等割の7割、5割、2割の軽減が設けられていますが、制度施行当初から負担が厳しいとの考えから、当時の政権は、1、保険料が7割減額となる低所得者の保険料をさらに引き下げて、8.5割減額とする。

2、7割減額の対象者のうち、年収が80万円以下の人は、さらに引き下げて9割減額とする。

3、健保や共済の被扶養から後期高齢者医療制度に移された人も保険料を9割減額とするなど保険料の特例軽減の仕組みをつくりました。

ところが、安倍内閣は2014年の6月の骨太方針で、この特例軽減の打ち切りを表明し、ことし2015年1月の社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の保険料の軽減特例措置を2017年度から原則的に廃止していく方向が示されました。

特例軽減がなくなれば、現在8.5割減額に適用されていた人の保険料は7割減額となり、保険料は2倍に引き上がります。年収が80万円以下で、9割減額を適用されている人の保険料も7割減額となり、負担は3倍に跳ね上がります。

また、健保や共済の扶養家族だった人が、後期高齢者医療に移って2年以内なら5割減額、3年目以降は全額負担となり、保険料は現行の5倍から10倍になります。

保険料の支払いが困難な高齢者が広がる中、軽減特例措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。

また、高齢者の暮らしは、制度開始後7年間だけを見ても、年金は削減、消費税は増税、物価も上がるなど、厳しくなる一方です。

よって、政府において、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について、2017年度以降も現状どおり継続することに必要な財政措置を講じるよう求めるものです。

以上、提案説明を終わります。ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

後期高齢者医療制度自体に反対であった共産党さんが、先ほども青木議員答弁されましたように、この制度自体を廃棄し、以前の老人保険制度に戻すべきだというふうに主張されました。

そういった方が、この医療制度の特例措置に対して、意見書案を出されたこと自体が不思議に思っているところでございます。

まず、軽減措置、特例措置、これ、当初２０１６年度まででしたけども、これを２０１７年度まで延長したのは公明党の働きがあったからだとお伝えをしたいと思います。

軽減措置の必要性自体は理解をしているところではございますが、年間１００兆円を超える社会保障費をどうするかという大きな問題がございます。そういう中で、いつまでも特例措置を続けるわけにはいかないというのも現状かとも思います。少子高齢化の中、国民皆保険を維持するとすれば、後期高齢者医療制度こそ最も有効な制度であるとも考えます。

２０１７年から段階的に閉じていく中で、その中で真に厳しい人には別途軽減措置を考えるべきであり、一律に負担軽減というような悠長なことでは根幹を揺るがすことにもなりかねないとも考えます。

軽減措置を延長するための財源はどうか、この点が見えない本意見書案には現時点では賛成をしかねます。反対討論といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（７番 田口 澄雄君）

意見書案に賛成の立場から討論いたします。

現在の社会保障と税の一体改革、これが自民党・公明党・民主党の中で出されまして、今、財源の問題でいきますと、国民負担に全てをかぶせる方向で動きが出ています。先ほどのマイナンバー等の動きもそうですし、戦争法案でも社会保障等が一方的に削減される中で、軍事費だけは特出して伸びています。

しかも、それと同時に問題なのが、特に大企業等の法人等の減税問題です。三十数%の負担割合を２０%台までおろせという、もう何十兆円という減税要求をされていますし、しかも、それにかわるものとして消費税、これは今８から１０へと向かうことがもう確定していますけど、財界は既に１９%の要求まで出しています。

このように、一貫して、今の流れは国民負担を一方的に求める方向で、社会保障の自助という形での方向性を我々に求めています。

ですから、財源問題でいきますと、このような国民にさらなる負担を求めるような方向ではなく、力ある者に力ある者としての義務を果たしてもらう。そういった方向で解決す

るのと同時に、戦争法案に見られるような、無駄な攻撃型の軍事費のために社会保障を削っていくような、この国のあり方をもう一度ちゃんと見直す意味でも、私たちは、こうした私たちの命や暮らしを本当に守る上での予算を守っていくべきだと思います。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第13号後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第23．意見書案第14号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第23、意見書案第14号川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛であります。

川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書案の趣旨説明を行います。

8月11日、九州電力は、安倍政権の原発推進政策に従い、川内原発1号機を再稼働させました。

東京電力・福島第一原子力発電所の事故後、国民の多数は、原発再稼働に一貫して反対しており、各種世論調査でも国民の過半数が反対を表明しています。

福島原発事故の原因究明さえ行われないうまま、国民多数の民意を踏みにじって、川内原発再稼働を強行したことは、許されません。

安倍政権が、川内原発周辺の住民にも、自治体にも、まともな説明をすることさえ拒絶したまま再稼働を強行したことも重大であります。

事故が起きれば深刻な被害が及ぶことが予想される九州3県の5市5町議会が、住民説明会を開くことを要求していますが、これを全く無視して再稼働を強行しました。

住民の声を「聞く耳」さえ持たないという、およそ民主政治とは相入れない政治性であると指摘せざるを得ません。

安倍首相は、「新規制基準に適合した原発の再稼働を進める」と言いますが、原子力規制委員会の「新規制基準」は、アメリカ、ヨーロッパの基準よりも劣っており、「世界で最も厳しい水準」という政府の主張が事実と反することは、国会でも何度も指摘されているところです。田中規制委員長自身、この基準に適合しても、「重大事故が起きないとは言えない」と明言していることにもかかわらず、「新規制基準に適合」したからと、再稼働を進めることは無責任のきわみではないでしょうか。

火山学会が、「予知できない」という大規模噴火を九州電力が「数十年前に予知できる」と強弁し、政府もこれを追認したこと、医療・介護施設を初め、住民避難のまともな計画と体制がとられていないことも重大であります。これらは、最悪の「安全神話」の復活であり、到底容認できません。

川内原発再稼働からわずか数日後に、巨大カルデラ内の桜島噴火による「噴火警戒レベル4避難準備」が発表されたことから、川内原発の危険性が一層高まったと言えるのではないのでしょうか。

原発は、一たび大事故を起こしたら、その被害が空間的にも時間的にも制限なく広がる「異質の危険」を持っており、人類とは共存できません。使用済み核燃料の処分方法が存在しないことも、原発の根本的かつ致命的な大問題であります。

日本中の原発が停止した「原発稼働ゼロ」の期間は700日になろうとしておりましたが、原発がなくても電力が足りていることは、この月日が証明しているのではないのでしょうか。

福島原発事故を経験した日本が、今取り組むべきことは、省エネの徹底と再生可能エネルギーの計画的かつ大量の導入に精力的に取り組んで、「原発ゼロの日本」を実現することです。ここにこそ、日本社会と経済の持続可能な発展とともに、新しい科学技術と産業をつくり出す道があると思います。

どうか、皆さん方、この川内原発1号機を再稼働させた政府判断に反対するとともに、直ちに停止措置をとることを求める意見書に賛成いただきますようによろしく願いを申し上げます。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第14号川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第24．会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程24、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、掛田るみ子さん及び佐々木晴一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。よって、平成27年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 掛 田 る み 子

議 員 佐 々 木 晴 一